

## 奈良市修学旅行支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市において観光客数が少ない時期に修学旅行を誘致し、閑散期の観光需要を喚起させることを目的に、学校及び旅行会社に対し修学旅行の実施に要する費用の一部について、修学旅行が実施される年度の予算の範囲内で奈良市修学旅行支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行 学習指導要領に規定する遠足・集団宿泊的行事又は旅行・集団宿泊的行事のうち、本市を旅行先とし、本市内での宿泊を伴うものをいう。
- (2) 学校 奈良県外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除き、高等専門学校にあつては、第1学年から第3学年までに限る。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び同法第134条に規定する各種学校（義務教育及び高等学校の過程に類する教育を行うものに限る。）をいう。
- (3) 旅行会社 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者であつて、学校との契約に基づき当該学校が実施する修学旅行の企画及び手配を行うものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する修学旅行をいう。ただし、他の補助制度により経費の一部又は全部に補助を受けている補助事業を除く。

- (1) 出発日が、第7条の規定による交付申請を行う日から2年を経過した日の属する年度までの間の1月1日から2月末日までの期間に設定されていること。ただし、当該出発日が令和10年度以降に設定されたものを対象とする。
- (2) 本市内での行程において体験、見学等を実施し、かつ、1泊以上宿泊すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 修学旅行を実施する学校又は当該学校から修学旅行の実施の委任を受けた旅行会社であること。
- (2) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

- (1) 本市内での体験、見学等に要する費用
- (2) 本市内での宿泊施設の利用に要する費用
- (3) 補助事業に係る旅行会社取扱手数料
- (4) その他市長が認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内において、参加者（補助事業に参加する児童又は生徒をいう。以下同じ。）1人につき、本市内での宿泊1泊当たり3,000円を限度とする。ただし、前条第3号の旅行会社取扱手数料を含めて算定する場合は、当該旅行会社取扱手数料については、参加者1人につき、本市内での宿泊1泊当たり300円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の出発日から起算して10日前までに、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式）
- (2) 実施予定の修学旅行に係る行程表
- (3) 旅行代金見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 旅行会社が前項の規定による申請（以下「補助金の申請」という。）を行う場合にあっては、同項各号に掲げる書類に加え、旅行会社が補助金の申請を行うことについて学校

が同意したことを証する書類を提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、規則第7条の補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 申請者は、補助金の申請をした後に補助事業を変更又は中止しようとするときは、速やかに規則第11条の補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告)

第10条 第8条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助事業が終了した日から起算して30日を経過した日までに、規則第14条の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先口座の通帳又はインターネット画面の写し
- (2) 補助対象経費の領収書その他支出を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の補助金等確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、規則第17条の補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し規則第19条の補助金等返還命令書により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を、補助事業が完了した年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月18日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、令和11年1月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

（宛先）奈良市長

所在地

団体名

代表者名

私は、奈良市修学旅行支援補助金の交付に係る申請に当たり、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、奈良県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を奈良市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（奈良市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者